

南知多町予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 4月 1日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町規則第15号

南知多町予算決算会計規則の一部を改正する規則

南知多町予算決算会計規則（昭和39年南知多町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第30条第1号中「100万円」を「300万円」に改める。

第3章第3節の節名中「私人に対する」を削る。

第55条の見出し中「私人に対する歳入の」を削り、同条第1項中「令第158条第1項及び第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に、「歳入金」を「公金」に、「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第2項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第56条の見出し中「徴収又は収納を委託した私人の証票」を「徴収又は収納を委託した収入事務委託者の証票」に改め、同条（見出しを除く。）を次のように改める。

第56条 町長は、歳入の徴収又は収納の事務を委託した収入事務委託者に携行させるため、収入事務委託者の名称、住所又は事務所の所在地及び委託の内容を記載した証票を交付する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。